

指定更新の手続き

(1) 指定更新申請が必要な場合等

- 介護保険事業所の指定有効期間は6年間です。指定有効期間を更新するためには、更新手続きが必要です。なお、指定期間の満了前に個別に通知は行いませんので、各事業所において遅滞なく手続きをしてください。
- 居宅サービスと介護予防サービスなど、新規指定日が異なる場合は、指定の有効期限が異なりますので、ご注意ください。なお、居宅サービスと介護予防サービスを一体的に行っている事業所において、それぞれの更新時期が異なる場合、一方の指定更新と合わせて他方のサービスの更新時期を合わせることができます。（令和元年10月1日更新分から。）
- 審査は原則として書面審査とし、現地確認は行いません。ただし、事業所・施設の移転等を伴う場合などは現地確認を行うことがあります。

〈参考〉

平成30年4月から、療養病床を有する病院・診療所については、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の指定があったものとみなされます。

平成30年3月以前から、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の指定を受けている療養病床を有する病院又は診療所については、現在の指定が継続され、指定更新の際に「みなし指定」に切り替わるため、更新申請の手続きは不要です。

(2) 指定更新申請手数料

更新申請手数料は、9,000円です。（全サービス共通）

（介護予防サービスの申請手数料は、同種の居宅サービスの指定更新申請を同時に行う場合は、納付の必要はありません。）

(3) 指定更新日

指定の有効期間の満了日の翌日とし、更新による指定月日の変更はありません。

(4) 指定の更新ができない場合

- 基準に従って適切な事業の運営がされない場合や、過去にサービス類型ごと（居住系サービスを除く）に指定の取消処分を受けた場合には、指定の更新が受けられません。
- 事業者のみならず法人役員等についても指定の更新の欠格事由に該当する場合は指定の更新が受けられなくなります。なお、更新の欠格事由は、指定の欠格事由と同じです。

(5) 指定更新申請に必要な書類

サービスごとの「《指定更新申請用》事業者チェック表」に記載された書類が必要です。

一番上（最初）に「《指定更新申請用》事業者チェック表」を綴じ、以下は「《指定更新申請用》事業者チェック表」に記載の順番に綴じてください。なお、居宅サービスと介護予防サービスの更新時期を合わせる場合の更新申請書は、「現に受けている指定の有効期間満了日」欄が2段ある専用の様式を使用してください。

(6) 提出時期

指定の有効期間の満了日の1月以上前まで。

(7) 提出先及び提出部数

正本1部・副本1部を所管の健康福祉センターに提出してください。

なお、別途、申請者保管用として、副本1部を作成、保管しておいてください。